

令和3年度第2回次世代育成協議会質問・意見等への回答

1 【報告1】新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）新規・拡充等事業について（資料1）

「子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業」は、「貧困」欄に★印を表示しています。

質問整理番号	ページ区分	事業番号	事業名	質問・意見	回答等	担当課	貧困
1	1 (新規)	-	養育費確保支援事業	「養育費の取り決めに要する公正証書の作成や調停申し立て等にかかる費用や弁護士への相談料の助成」については、これまでなかなか実施されることがなく、その費用が工面できずに申し立てなどの手続きを取りやめることも多くあったかと思う。その意味で意義のある事業だと評価する。 今後は、必要な方々にこの助成の存在を広報周知いただくことをお願いしたい。	区ホームページ及び「ひとり親家庭サポートガイド」への掲載、事業案内用チラシを作成するなど、周知してまいります。	子ども家庭課	
2				2018年の明石市を皮切りに、すでに豊島区など20の市区町村が保証会社と提携した養育費の保証を始めている。概要にある法的手続きの支援のみならず、確実に養育費が親権を持つ親御さんの手に渡るような対策を講じないと、養育費を受けて取れている家庭は2割という現状を変えられないと考えるが、子どもの貧困の連鎖の防止を子ども・子育て支援事業の1つと名言している新宿区なのに保証制度がないのは何故か。	先行自治体を調査した結果、公正証書の作成費用や、民間保証会社への保証料の補助など、各自治体が様々な手法により取り組んでいて、同じ手法でも自治体間で利用実績に差が生じていることがわかりました。このため、それぞれの手法のメリット・デメリットなどの分析を行ったところ、養育費の取り決めに要する公正証書等の手続きをしていないひとり親世帯が多いことから、効果的な支援策として、まずは法的手続きの支援といたしました。	子ども家庭課	★
3				養育費確保支援事業で助成されるのは良いことだと思う。拡充してほしい。	今後も、ひとり親家庭への効果的な支援策を進めてまいります。	子ども家庭課	
4	2 (拡充)	46	特別支援教育の推進	事業名について、「特別支援教育及び医療的ケア児支援の推進」など、「医療的ケア児」を加えても良いのかと思った。（それに関する法が昨年9月に施行されたことでの文言及び事業の追加だと思うが）	医療的ケア児及びその家族への支援は、学校教育の範囲にとどまらないため、現計画における事業名は現行のままとします。	教育支援課	★
5				「特別支援教育推進員」や「就学支援シート」の用語の説明を簡単に良いのでわかりやすく記載してもよいと思う。	今後、「特別支援教育推進員」等の用語の説明を記載します。	教育支援課	
6				医療的ケア児の教育支援についてはできるだけ早く、かつ具体策をもって整備していくべき。 就学前までは問題なく療育施設への通所ができていたのに、就学期になった途端に「通学バスに乗れない」「学校の受入れ体制がない」など、様々な制約で教育の機会が奪われたり、通学条件として保護者の付添いを求められ、就労を諦めざるを得ない実態も聞いている。（都内他自治体） 制度ができて、設備や人員の問題で実際に利用できないのは困る。 新宿区は区立の養護学校を持つ先駆的な自治体だと思うので、積極的に取り組んでほしい。	令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の基本理念を踏まえ、現在、看護師等の人員配置、医療的ケアの実施体制、校内の安全管理体制、医療機関との連携、緊急時の対応等、医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても、安全かつ安心して学校生活を送ることができるよう、必要となる体制整備を進めています。今後も、保護者の気持ちに丁寧寄り添い、医療的ケア児や保護者の意思を最大限尊重しながら、法の基本理念を踏まえた取組を着実に進めていきます。	教育支援課	

7	2 (拡充)	46	特別支援教育の推進	<p>新宿区はインクルーシブ教育を始めたが、まなびの教室の時間に教員を派遣するだけでは、通常事業や活動の時の支援が足りていないと発達障害のお子さんの親からの声を聞く。未就学の時に「あいあい」などで療育を受けてきたお子さんで、普通級で過ごすには支援員が必要と親が考えていても、教育センターでwiscを受けたのち、学校に申し出るとい手順を教えられていない家庭がある。また、子どもへの関心や働き掛けが少なく療育等に無関心の家庭の子どもたちが学校で困ってしまう状況を放置することになる。家庭側からの申し出にこだわるのは何故か。</p>	<p>区では、全区立小・中学校に「まなびの教室」を設置しており、児童・生徒一人ひとりの状態に合わせて、コミュニケーション能力を高めて豊かな人間関係を育てるための指導等を、個別や小集団で行っています。また、「まなびの教室」を利用している児童・生徒で希望するお子さんは、通常の学級にいる時間に、「特別支援教育推進員」による支援を受けることもできます。</p> <p>これまでも周知に努めてきたところですが、「まなびの教室」等の利用手順等をご存じないご家庭もあることから、今後も、より緊密に関係機関や学校と連携しながら、一層の周知を図っていきます。</p> <p>「まなびの教室」は、東京都の示す「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づいて運営していく必要があります。このガイドラインの中で、保護者と合意形成を図ることが定められており、区としてもこのプロセスを丁寧に踏みながら、適切に「まなびの教室」を運営しています。</p> <p>各学校では、支援を必要としている児童・生徒がいれば、保護者の気づきや理解を得るべく、粘り強く働きかけを行い、必要な支援につながるよう取り組んでいます。</p>	教育支援課	★
8	2 (拡充)	135	育児支援家庭訪問事業(産前産後支援)	産後ケアの制度が拡充されるのは、コロナ禍が長引く中ではますます重要だと思う。「困っている」と声を上げやすい環境を、チャンネルを多くすることで作ることができる。	新宿区では実家が遠方の方が多く、特にコロナ禍で、産前産後に実家の支援を受けることのできない方が多くお住まいです。支援を必要とする方に情報を届けるため区ホームページ等への掲載のほか、「母と子の保健バック」や「すくすく赤ちゃん訪問」の際にも周知しています。登録申請は各子ども家庭支援センター窓口か郵送申請ですが、電子申請も導入の予定です。	子ども家庭支援課	★
9				育児支援家庭訪問事業の充実は重要であると思う。	産前産後支援事業利用者アンケートや区民意見システム等からお寄せいただいたご要望をもとに、令和4年度から事業を拡充します。	子ども家庭支援課	
10				「産後ドゥーラ」について、なじみのある用語とは思いますが、簡単な説明があるとよいと思う。	ドゥーラはギリシャ語で「他の女性を支援する経験豊かな女性」を意味します。産後ドゥーラは、一般社団法人ドゥーラ協会が実施する70時間の養成講座や実習を経て協会から認定を受けて活動しており、産前産後の母親とその家族を丸ごとサポートする役割を担っています。	子ども家庭支援課	
11				産後ドゥーラについて <ul style="list-style-type: none"> 導入はいいが費用が高すぎる。詳しい仕組みが知りたい。 区によっては利用者が献立の材料を準備する等と聞いている。仕組みを知りたい。 利用者の心身の負担がないような仕組みにしてほしい。 助成金を出してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 産後ドゥーラを育成できるのは一般社団法人ドゥーラ協会だけであり、委託料の中には育成のための研修費用も含まれていません。 調理は利用者の要望が非常に多い支援です。食材の準備に関しては、①当日に冷蔵庫内にある材料からメニューを決めて調理する②利用当日に産後ドゥーラが買い出しと調理を行う③事前にメニューを決め、利用者が材料を準備しておく、の3つがあり、利用者の希望に応じて臨機応変に対応しているとのこと。 出産後の女性はホルモンバランスを崩しやすい時期のため、利用者の心身の状況に配慮し、よく話を聞き、寄り添うことを心掛けて活動しています。 事業者との契約金額と利用者負担額との差額は、区が事業者を支払っています。 	子ども家庭支援課	

12	2 (拡充)	135	育児支援家庭訪問事業(産前産後支援)	産後うつへの対応と考えるが、これまで区の委託事業として無償ボランティアを育成・派遣してきたホームスタート事業とは共存させるのか。委託事業としては終了するのか。終了するのなら、その理由は何か。	ホームスタート事業は継続して実施します。	子ども家庭支援課	
13				産後保健師訪問について(要望) ・短時間で相談や支援を行い、母子の負担がないように指導してほしい。 ・あらゆる指導の強要はしないようお願いしたい。 ・コロナ禍での保健師自身の健康管理に十分に配慮した人員、予算を増やしてほしい。	乳児家庭全戸訪問事業(産後のすくすく赤ちゃん訪問)では、新型コロナウイルス感染症対策として、短時間で相談や支援を行うよう工夫しています。 また、区民一人ひとりの健康を守る力を引き出せるよう、個々のニーズに応じた支援に努めています。 乳児家庭全戸訪問事業には委託の助産師や保健師を活用しており、十分な人員を配置しています。	健康づくり課	★
14				177	支援施策ガイドの作成・配付	英語・韓国語・中国語に加え、ミャンマー語版を新たに作成とある。前回の協議会で「これだけに限らず、外国語版の言語を新たに増やしては」と発言したが、住民が増えている言語の追加は高く評価する。	評価いただき、ありがとうございます。次世代育成協議会でのご意見から作成することになった「支援施策ガイド」が、より多くの家庭に活用していただけるよう、今後も充実に努めてまいります。
15	3 (拡充)	217	新宿養護学校医療的ケア児専用通学車両の運行	この拡充事業について評価する。これとは場面が異なるが、コロナ禍及び医療的ケアのために通学が困難な児童のためにオンラインによる授業展開なども、既に実施されているとは思いますが、追記されても良いかと思う。	項目が異なるため特に追記はいたしません。登校が困難な児童・生徒に対して、オンラインを活用した指導や授業への参加の機会を確保するよう取り組んでいます。今後もオンラインによる支援の充実に努めていきます。	教育支援課	
16		259	新宿区子ども未来基金を活用した助成事業	新たな基金の活用法として挙げられている①コンサルティングを活用した活動支援、②会場費のみを対象とした助成の具体的な内容が知りたい。	①コンサルティングを活用した活動支援 地域活動団体等が、活動について相談したり、助言を受ける機会を提供し、活動の開始や安定した運営を支援します。 ◆内容 ・活動開始支援…新たに活動を始めたい方を対象 ・活動継続支援…子ども未来基金助成団体を対象 ◆テーマ(各テーマ3回まで) ・活動資金の確保(寄附の集め方など) ・人材の確保と育成(ボランティアスタッフの確保など) ・周知方法(活動のPR方法など) ・会計処理の方法(予算書、決算書の作成方法など) ◆方法(例) 1回目…ヒアリングと現状把握 2回目…改善案等の提言 3回目…効果の検証 ②助成の拡充 民間スペース等を活用する際に、会場費のみを対象とした助成の仕組みを新設します。 ・助成限度額 30,000円/月 ・補助率 10/10	子ども家庭課	★

17	456 (変更)	一	変更事業全体	<p>全体として現況の説明が少なく、変更の内容がよくわからなかった。特に数字部分は当初目標、現況、変更後のデータがないと増減のイメージもつかないので、併記するか、補足の資料が欲しかった。また、数値が変更された理由も、もう少し詳しく載せていただきたい。</p> <p>「〇〇が変更されたため」という記述が多用されていたが、その資料を付けるか、参照の文献をウェブなどで検索できるような、正式名称くらいは列記してほしい。(探すのが大変でした。)</p>	<p><変更事業>として記載した内容は主に、令和3年度第1回次世代育成協議会資料として配付した「新宿区子ども・子育て支援事業計画 事業進捗状況一覧」から、法改正や時点修正等のため事業の概要を変更したものや、目標の年度が令和3年度となっている事業について令和4年度以降の目標に更新したものです。</p> <p>また、令和3年度の実績に基づき目標の見直しを行った事業もあります。令和3年度の実績については、令和4年度第1回新宿区次世代育成協議会における報告を予定しています。</p> <p>変更内容の記載については、ご指摘を踏まえ、わかりやすい説明とするよう工夫していきます。</p>	子ども家庭課	★
18	4 (変更)	64	病院サービスの充実	<p>病院サービスの充実は評価できる。217「新宿養護学校医療的ケア児専用通学車両の運行」でも書いたが、オンラインによる授業を病院にも導入しているなど他の工夫もあるのかもしれない。</p>	<p>引き続き、各病院の保育士等へ希望図書の調査を行いながら、2か月に1回の配本サービスを実施していきます。</p>	中央図書館	★
19	5 (変更)	87	英語キャンプの実施	<p>英語キャンプは継続して実施してほしい。</p>	<p>英語キャンプについては、令和4年度は定員を拡充するとともに、中学生の対象を1年生から3年生の全学年として実施します。</p>	教育支援課	
20		145	児童手当	<p>児童手当が令和4年6月以降、特例給付に所得制限が設けられるとのことだが、児童手当は全ての人に重要であると思う。</p>	<p>児童手当の特例給付に所得制限が設けられたのは、「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定）によるもので、支給対象外となった高所得者の特例給付については、少子化対策を大きく進めるため、待機児童対策の解消のための財源として使用されるものです。安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組であることをご理解ください。</p>	子ども家庭課	★
21	6 (変更)	181	特別保育サービスの充実 【延長、年末、休日、病児・病後児等】	<p>ひとり親の増加、男女の勤務形態の同質化などから、夜間保育園の充実を検討すべきだと思うが、拡充の項目に夜間保育園がないのはなぜか？</p>	<p>区では、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、夜間保育や3時間以上の延長保育などのサービスを実施していますが、夜間保育の利用実績は高くなく、現時点では既存の施設でニーズに充分に対応できていると考えています。このため事業を拡充する予定はありませんが、今後も利用実績や社会状況の変化等に注視していきます。</p>	保育課	★
22		267	バリアフリーの基盤整備	<p>ホームドアの設置について 現在、まだホームドアが設置されていない駅に東西線落合駅がある。ホームがとても狭いため設置が難しいこともあるだろうが、狭いがゆえにとっても危険である。 スポーツの遠征等で団体で利用する小学生もいるし、地域的に高齢者利用もとても多いため、一日も早いホームドアの設置をお願いしたい。</p>	<p>東西線落合駅のホームドアについては、令和7年度までに整備される予定です。 区としては、区内全駅でのホームドア整備について、駅利用者の安全性及び利便性の一層の向上を図るよう、鉄道事業者に対し強く働きかけていきます。</p>	都市計画課	

23	6 (変更)	283	区民住宅・特定住宅の管理運営	<p>改正少年法の施行を4月に控え、18歳、19歳の扱い方が問われている現状を勘案すると、「20歳未満の児童」の表現には違和感を覚える。せめて「20歳未満の子ども」では如何か。</p> <p>児童福祉法、学校教育方、児童手当法など法律においても、必ずしも児童・生徒・少年・子ども等の用語が統一されていないが、新宿区子ども・子育て支援事業計画内でだけでも、表現の統一に向けた検討ができないだろうか。</p> <p>また、今回の変更は、区民住宅の終了に伴う変更だが、変更前の規定では「義務教育修了前の児童を扶養する世帯で、所得が一定基準の区民」が対象であったのが、「義務教育修了前」を「20歳未満」に変更するだけで「児童」はそのままである。「義務教育修了前」と「20歳未満」を同じようには考えられない。さらに、対象者が「区民」から「国内在住者」に変わっているが、住宅を提供する主体が「新宿区」であれば、対象者は変更前の「区民」で良いのではないか。</p>	<p>特定住宅の入居資格要件については、空き住戸の解消を目的として、平成29年4月に対象者を「区民」から「国内在住者」に、子の年齢制限を「義務教育修了前」から「20歳未満」にそれぞれ緩和することで、入居対象者を拡大し入居促進を図ったものです。このため、現時点で入居資格要件を変更する予定はありません。</p>	住宅課	★
				<p>また、ご意見を踏まえ、次期計画策定の際に表現の統一が可能なかを含めて検討してまいります。</p>	子ども家庭課		
24	7 (終了)	225	寡婦(寡夫)控除等のみなし適用	<p>「子ども園」とあるが、「認定」も入れた方が良くと思うが、新宿区では「子ども園」が通例ならばそのままでも良いかと思う。</p>	<p>区では、必要がある場合を除き、法律に規定された「認定子ども園」ではなく、「子ども園」と称しています。</p>	保育課	★
25	7 (文言修正)	82	自殺総合対策	<p>令和6年度目標について「自殺死亡率25.3%を、令和8年度までにおおむね30%以上減少させることを」との記述がある。多分、成果が見えやすいから3割減らすという意味だと思うが、読み手にはわかりにくい表現方法かと思う。意味としては、17.8%以下に(何か根拠や国の目標値などがあると良いが)するとか、自殺死亡率ということから表現方法が難しい。</p>	<p>新宿区の目標は、国の「自殺総合対策大綱」における目標が、自殺死亡率を令和8(2026)年までに、平成27(2015)年と比べて30%以上減少させることとしていることに準じ、新宿区自殺対策計画において設定したものです。</p> <p>新宿区自殺対策計画では平成27年の年間の自殺死亡率25.3を令和8年までにおおむね30%以上減少させ17.7以下を目指すこととしています。今後もわかりやすい表記に努めてまいります。</p>	健康政策課	★
26				<p>子どもからの匿名での相談に24時間対応することこそが必要だと思うが、電話相談やLINE相談などを検討しているか。</p>	<p>チャイルドライン(電話、チャット)や東京都教育相談センターのホットライン(24時間対応)といった、子どもが自ら相談できる機関の情報を案内しています。また、「困りごと・悩みごと相談窓口一覧」を作成するとともに、東京都が作成した普及物の配布など、子どもからの多様な相談に対応できるよう努めています。</p>	健康政策課	
27		128	子どもショートステイ	<p>要支援家庭の育児疲労は、特にひとり親家庭の場合などは小学校入学後も続く。レスパイト利用がなぜ就学前に限られているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもショートステイの対象は18歳未満の児童です。レスパイト(育児疲労のため)の利用対象も同じです。 要支援家庭を対象としたショートステイ(保護者の強い育児疲れや虐待リスクの高い家庭の児童を対象)については、実施場所が児童福祉司任用資格を持つ職員のいる児童養護施設等に限定されています。区内には実施可能な施設が乳児院のみのため、就学前のお子さんを対象としています。就学以降の年齢のお子さんについては、協力家庭の子どもショートステイで対応しており、預かりの間にケース担当者が保護者に必要な助言や指導を行っています。 	子ども家庭支援課	★

28	その他	138	地域子育て支援拠点事業	<p>0歳児の親子が、曙町、御苑、市谷、西新宿の方面から、南元町にある地域子育て支援センター二葉に来館される例が多くある。来館された方は「近くにひろばがなくて…」と述べられている。</p> <p>(子ども・子育て支援事業計画第3章「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」では)現状及び確保数65とあるが、児童館も含まれていると思う。乳幼児とりわけ0歳児が身近に利用できる子育て支援施設として、活用されているのだろうか。</p>	<p>【児童館での状況】</p> <p>地域子育て支援拠点には、児童館15館も含まれています。施設の構造上、乳幼児に特化したスペースがない館もありますが、幼児サークルの実施や利用時の職員の対応により、利用を促進する取り組みを行っています。</p> <p>コロナ禍中は、密にならないよう配慮した場所で、数組の乳幼児親子が利用し交流を深めています。</p>	子ども家庭支援課	★
				<p>【子ども園での状況】</p> <p>区内の子ども園の各施設が定期的実施していましたが、感染拡大による休園や園の人流を抑えるために事業を中止していた実態があり、利用できなかった方もいると認識しています。現在は、施設の状況に応じて、人数制限や時間短縮等の感染対策を講じながら再開している施設もあり、実施方法は、近隣の公園への散歩、親子運動(遊びの活動)や子育て中の保護者のリモート懇談等の方法で、活用していただいています。</p> <p>今後、このような方法が、来館先を問わずに活用していただける手法の一つとして、拡がることを期待しています。</p>	保育指導課	★	
29		R3新規	産後ケア事業(令和3年度新規事業)	<p>以前から利用者からの要望は多くあり、他区にはあったが、新宿区でも新規事業として始まったことに大変期待をしている。</p> <p>コロナ禍のため利用制限がある状況のようだが、利用実績はどのようになっているか。利用者からの需要と供給は合っているか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で利用制限がありますが、令和3年4月から令和4年1月末までの利用実績は83名でした。引き続き新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、利用者の需要に応えられるよう努めます。また、令和4年度からは、区外の助産院1所を支援施設として拡充します。</p>	健康づくり課	★

2【報告2】子どもの貧困の連鎖を防止するための取組の進捗状況について(資料2)

質問整理番号	指標番号	項目	質問・意見	回答等	担当課
30	指標全体	指標全体	<p>貧困の連鎖を打ち切るには、高校や大学への進学、中退のもっと手前に小中学校からの不登校がある。不登校の子ども数や割合は見ているのか。</p> <p>ヤングケアラーも教育機会や就職機会が奪われる。ヤングケアラーの人数や割合は把握しているのか。</p>	<p>【不登校について】</p> <p>小・中学校における不登校の児童・生徒の人数や割合については、毎月学校から報告を受け、状況を把握しています。不登校児童・生徒に対する各校の対応状況についても確認しており、学校と連携して対応しています。</p>	教育指導課
				<p>【ヤングケアラーについて】</p> <p>ヤングケアラーの人数や割合につきましては、令和3年5月に区内5か所の子ども家庭支援センターで継続対応中の児童を対象に、確認作業を実施しました。</p> <p>また、新規相談について該当があるか随時確認しており、家庭状況によって必要な支援を行っています。</p>	子ども家庭支援課

31	指標全体	指標全体	<p>視覚化され大変わかりやすい結果報告で、区対策の全体の力バークと充実感謝する。</p> <p>国の数値に届かない項目は、2「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率」のみであり、しかも全体的に前年度比相当な改善がみられ、今後の展望に良好を感じる。</p>	<p>区は、子どもの貧困対策の関係施策の実施状況や対策の効果を検証・評価するため、平成28年度に「子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標」を設定しました。国の指標の見直しを踏まえ、令和2年度に区の指標の見直しを行い、令和3年度は新指標により確認を行っています。</p>	子ども家庭課
			<p>唯一達成できていない項目（生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率）について、高1向けの学習支援事業を行っており、学習支援計画に沿って、必要な学習の進捗管理を行っている。また、心理支援員の配置や高1ギャップを防ぐためのプログラムの提供等を行い、高等学校等中退の防止に努めている。</p>	生活福祉課・保護担当課	
32	1-4 1-5	スクールソーシャルワーカー	<p>スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合が100%となっているが、どういうことを意味するのか。学校からのすべての要請に対応しているのが100%という意味なのか。</p> <p>対応していることは重要だが、それによってどうなったかの成果が見えづらいと感じた。</p> <p>ただし、新宿区がスクールソーシャルワーカーの取組みを評価している点は高く評価する。教育機会確保法にスクールソーシャルワーカー配置の記載があるが、まだ配置人数が少ないことや勤務体制などには課題があると思う。</p>	<p>この指標は、国の指標になっています。国から新指標について説明があった際に、「学校から要請があった場合に対応できる体制が整っている場合は100%としてください。」との説明があり、新宿区は体制が整っているため、100%としています。</p>	教育指導課
33	1-8 1-9	自尊感情に関する項目	<p>令和2年・令和3年度数値を国状況と比較し、自尊感情数値の伸びを大変嬉しく思う。物質的満足と精神的安定が充実した結果と、嬉しく認識している。また、その両者の意識バランスが大変良い状況を生み出したと想像している。</p> <p>物的支援等は比較的楽な手法と思われるが、児童生徒の自尊感情の充実には環境の相当な向上が伴わなければ実現しないと思える。</p> <p>家庭・親子関係・物的レベル・住環境・学校・友人・教育状況・地域環境等のバランスの結果であり、区の子育て支援対策・成功値の高さそのものだと思う。今後ともよろしく願い申し上げます。</p>	<p>各校・園では、様々な教育活動の中で多様な他者と関わる機会を設け、子どもたちが他者との関係の中で自分を肯定的に受け止めることができる環境を整えています。</p> <p>また、社会に開かれた学校・園として、地域や保護者との連携や地域資源の活用を促進し、学校と地域が一体となり子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めています。</p> <p>今後も、学校・園の教育活動の充実と地域や保護者との連携を一層深め、子どもたちの自尊感情の向上につなげていきます。</p>	教育指導課
34	1-8	自尊感情に関する項目	<p>自尊感情（小学校）では、令和3年は少し下がっている数字に、やはりコロナ禍の影響があるのかと思った。</p>	<p>令和3年度における自尊感情（小学校）の数値の低下に、コロナ禍がどのような影響を与えたのかについては、十分な検証ができていません。しかし、コロナ禍が児童・生徒の生活に様々な影響を与えていることは間違いのないため、児童・生徒が他者との関わりの中で自身や他者に対して前向きな感情をもてるように、今後も学校と家庭が連携し、子どもたちの学びの環境を整えていきます。</p>	教育指導課

35	1-10	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している）	就学援助制度については区民の方々がよく周知され、活用されていることが、以前のアンケート結果でもわかり、広報が行き届いて制度が十分に活用されていることは評価できると思う。	今後も様々な媒体を用いて、引き続き制度周知に努めていきます。	学校運営課
36	1-11 1-12	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）（中学校）	日常生活に困難を伴う家庭において、平常の生活出費に加え、児童生徒の新入学時の多岐に渡る経費は家計への重圧と同時に、親に与える精神的負担は計り知れない。学用品費等、実質援助は家計数値的に大きな支援になるであろう。また、費用負担は子育てにおける親の精神的負担の軽減と同義であり、今後の子どもとの関わりに最も大切な気持ちのゆとりと優しさに繋がると思う。	就学援助の対象者に対し、家庭の費用負担が増える小学校及び中学校新入学に際して、希望により入学前に入学準備金の支給を実施しています。また、令和2年度から、収入減少世帯への特例対応等、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援も実施しています。今後も、就学援助を必要とする世帯への支援を継続して行い、保護者の負担軽減に努めていきます。	学校運営課
37	1-13	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合（小学生）	虫歯の割合が、令和3年度で少し下がっている。このコロナ禍で歯科での受診を避けたり、または自宅での時間が長くお菓子などを食べる機会が増えていると思うが、これは指導が行き届いていることとして評価できると思う。	今後も虫歯の割合が減少するよう、引き続き学校歯科保健事業に取り組んでいきます。	学校運営課
38	1-14 1-15 1-16 1-17	ひとり親家庭の ・親の就業率 （母子家庭） （父子家庭） ・親の正規の 職員・従業員の割合 （母子世帯） （父子世帯）	ひとり親家庭の就業率・正規の職員従業員の割合のあまりの低さに驚いた。職に就けない理由としては、近年の新型コロナウイルスまん延による影響もあるだろうが、親の健康が害されているとした場合、子ども達がヤングケアラーとなっている場合も想定され、支援の必要性が求められる。就業できない理由、それに対する親のケア、子どものケアの区としての取り組みが知りたい。	ひとり親家庭の親が就業できない理由は、個々の家庭の状況により様々と思われます。このため新宿区では、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ることを目的として、自立支援プログラム策定や生活相談ができる生活向上相談員を配置し、自立及び就労に必要な支援を行っています。ひとり親になってから初めての就労や適職の相談について、丁寧に話を聞き、個々の家庭の状況に合わせた対応を行うとともに、新宿就職サポートナビと連携し、所得増加などのニーズにも応じた就労支援を実施しています。さらに、児童扶養手当現況届出時の8月に、新宿就職サポートナビが子ども家庭課窓口での出張相談を実施するなど、就労相談をしやすい工夫もしております。また、就職に有利な資格の取得や講座受講の際の経済的支援を行う母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付事業、高等職業訓練促進給付金事業）により、より好条件の就労につながるよう支援を行っています。そして、児童扶養手当受給世帯の中学生の子どもに対して、学習サポート事業による無料の学習支援を行うとともに、母子・父子自立支援員が様々な相談に応じており、就労支援とともに、自立に向けたきめ細かな支援を行っています。また、ひとり親相談等で、子どもがヤングケアラーになっている場合があれば、子ども総合センター等と連携し支援を行います。	子ども家庭課
39			ひとり親家庭の場合、母子家庭は就業率や正規の割合など、新宿区においても厳しい状況であることがわかり、やはりその支援が必須ということがわかる資料をありがとうございます。また父子家庭も父親の正規就業率も厳しい数字である。ひとり親家庭の経済的支援は、子どもの貧困の連鎖防止に最も効果があると思う。その支援は経済的だけでなく多角的にも検討する必要があると思った。		

40	2-3	区内で活動している子ども食堂等（チラシ配布等区が何等かの支援を行っている活動）	区内子ども食堂は12か所に増加したが、今後の増加見通し数はあるか。また助成金は利用できるのか。	<p>区が何らかの支援を行っている子ども食堂が12か所ありますが、その他、飲食店等が運営している子ども食堂が複数あります。飲食店は既に活動資金や活動場所があるため、区の支援なく子ども食堂を開設し運営しています。</p> <p>また、コロナ禍により子どもの食の支援への関心が高まり、新たに活動を始めたい方からの相談も増えています。令和4年度から開始するコンサルタントを活用した活動支援により、新たに活動を始めたい方が円滑に活動を開始できるよう、支援を行います。</p> <p>助成金については、子ども未来基金を活用した活動助成（上限50万円、審査あり）の仕組みがありますので、子ども家庭課企画係（03-5273-4261）にお問い合わせください。</p>	子ども家庭課
----	-----	---	---	--	--------

3 その他（区の次世代育成支援に関する取組み等について）

（1）子ども・子育て支援事業計画の事業について

質問整理番号	事業番号	事業名	質問・意見	回答等	担当課	貧困
41	183	各種研修の充実	<p>区内待機児童数ゼロは施策効果があるが、保育園の質の問題について考察したい。（園長の保育経営案、保育士の力量）</p> <p>特に園長の考えは保育士・園児・保護者に影響する。更に「保護者が預けたい保育園」を目指し経営案を考えていただきたい。そのためにペーパー研修ではなく、対面研修を状況に配慮し実施してほしい。</p>	<p>各施設では「保育所保育指針」に基づき、それぞれの理念を反映させた事業計画を策定したうえで園を運営しています。区では、各施設の特徴や理念を認めつつ、園運営の主幹となる園長・主任等を対象とした「子どもの人権」、「保護者対応」、「危機管理」等の対面研修計画を策定・実施しています。コロナ禍においても、人数や時間制限等の対策を講じて、対面での研修を行っています。</p> <p>今後も、区内の感染状況に応じて、園長をはじめとするリーダー層を対象とした対面での研修を実施できるよう計画していきたいと考えています。</p>	保育指導課	

42	185	保育士確保の支援	散歩での怪我、事故、置いてきぼりが増加傾向、不慮の事故や道路環境もあるが、根底には保育士不足による引率がある。散歩引率の保育士配置人数に加えて、保育補助の増加を考えてほしい。（無資格等の考慮及び面接重視）	散歩での怪我、事故、置き去り等については、不適切な（児童の年齢・発達に即していない）遊具の選定や、現場での児童数確認の誤り等、保育の質の課題であると捉えています。現在実施している事故防止や危機管理についての研修を通して、保育の質の向上と維持のための取り組みを継続していきます。 また、各施設において、散歩の引率は通常の配置基準と安全確保に配慮した職員体制で活動しています。さらに、事故防止を含む保育の充実を図るために、区独自の基準により国の配置基準を上回る職員配置をしており、配置に基づく補助を実施しています。	保育指導課
43			未来の構想であるが、学校教育の中で段階的に保育士養成カリキュラムを取り入れ、家庭科教育を重視した取組を編成してほしい。	区立中学校では、キャリア教育の一環として職場体験を実施し、様々な職業について、正しい勤労観・職業観を育む機会を提供しています。職場体験の訪問先として保育施設を選択する生徒も一定数おり、保育士として働くことの意義や社会における役割についての理解を深めています。引き続き、保育施設との連携を図り、生徒の社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成につなげていきます。 また、家庭科の学習では、「幼児の発達と生活」について学ぶ内容があります。ここでは、幼児の発達を支える地域の役割を取り上げ、保育士や幼稚園教員の役割に対する理解を深めています。	教育指導課 教育支援課
44	270	みんなで進める交通安全	令和3年度まで各年度の各小中学校における、警察による交通安全教育の実施数を知りたい。	小中学校における交通安全教育の実施数（区把握分）については、令和4年3月現在以下のとおりです。 令和3年度 小学校19回 中学校4回 令和2年度 小学校20回 中学校2回 令和元年度 小学校20回 中学校2回	交通対策課
45	271	安全教育の推進	子どもたちに正しい交通ルールを幼児期に体験し習得させる目的で、交通公園の開設を提案する。（三鷹市交通公園参照）	区立公園は、規模が小さいため、信号機や標識等を設置し、交通公園を開設することは厳しい状況です。 参考意見として承ります。	みどり公園課

(2) その他

質問整理番号	項目	質問・意見	回答等	担当課
46	次世代育成協議会について	法の一部改正や新たな法の施行による新規や拡充事業、外国語の追加なども含めて、細かな対応まで考えられており、ありがとうございます。 この資料で新たな検討課題も明確になり、今後の計画や事業の見直しなど、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。	子ども・子育て支援事業計画は、各年度において、計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、計画の見直しを図ることとしています。 毎年度、進捗状況を把握し課題を確認するとともに、次世代育成協議会で報告しご意見を伺うことによって、より効果的な施策を推進してまいります。	子ども家庭課

47	学校等における子どもや保護者の状況等について	<p>コロナによる制限の多い生活が始まってすでに2年がたち、この生活が日常になりつつあるが、子どもたちは、本来なら出会うべき大切な体験の場を奪われ、遠ざけられたままである。区は教育、福祉など様々なルートから子どもや、取り巻く環境の変化を掴んでいると思うので、協議会へ情報提供してほしい。</p> <p>ざっくりとでもいいので、学校運営や子どもたち、保護者の様子、寄せられた相談や対応など各部署1件だけでもいいので、その部署ならではの「見えてくること」情勢報告のようなものを出すことはできないか。</p> <p>隅っこで計画策定に関わった者としては、今必要な「支援」が届いているのか、とても気がかり。</p>	別紙のとおり	<p>保育課 保育指導課 子ども家庭支援課 教育指導課 学校運営課</p>
48	次世代育成協議会について	<p>新宿区全体のことを「協議」するための情報に触れるのは、一区民レベルでは無理がある。協議会の場で質問することで補っていたが、書面開催ではそれもできず厳しい。zoomなども利用してはどうか。</p> <p>新宿区学童保育連絡協議会では、zoomなどのオンラインツールを利用して、できるだけタイムリーな現場の声に触れるようにしている。保護者や指導員の一部の声ではあるが、多くの人が感じているであろうことが出され、時々情勢を掴むことができる。(抜粋紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施を確実にお願いしたい。 ・子どもがオンライン授業を受けているご時世。区は保護者会を中止せず、オンライン活用を促すなど、保護者の繋がりを考えた運営をしてほしい。 ・学童=家庭の代わりなので、学校からの連絡事項が確実に届くような体制を、区が構築してほしい(特に緊急連絡) ・感染対策が大切なのは十分承知だが、子どもの心身の成長を考え、現場に任せっきりにせず遊び場の確保など、区が真摯に取り組んでほしい。 	<p>区としましては、次世代育成協議会は、次世代育成施策について委員の皆さまと直接意見・情報交換ができる場と考えており、今回の会議も対面で開催できるよう準備を進めていました。</p> <p>しかし、第6波では特に子どもの感染が増加し、学校における分散登校、保育園における可能な範囲での登園自粛のお願いなど、子どもの感染拡大防止を重点においた対応を行いました。開催10日前もこの状況が続いていたため、書面開催とさせていただきます。</p> <p>協議会は、参加人数が70名を超える大規模な会議となるため、ZOOMを活用し質疑応答も可能なオンライン会議を開催することが難しい状況です。</p> <p>今回は書面開催となりましたが、委員の皆さまからいただいたご意見は担当課で検討して回答させていただきました。ご確認いただき、さらにご不明な点等がありましたら、事務局までお問い合わせください。</p>	子ども家庭課
49	修学旅行について	<p>3月に修学旅行を控えている学校があるが、まん延防止重点措置の期間が延長したら、中止の可能性もあると伺っている。</p> <p>子どもたちは、この2年間行事もなく、運動会も実施されず中学校生活の大切な経験がほぼできていない状態で、これは思っている以上に大きな問題だと思う。</p> <p>オリンピックや東京マラソンは実施している中、子どもは分散登校で感染対策もし、色々我慢して生活している。</p> <p>区も子どもたちの安全を思っただけの苦渋の決断だと思うが、こういう事では健全な子ども達が病んでしまうように思う。</p>	<p>修学旅行については、実施の方向で直前まで検討を重ねていましたが、東京都及び旅行先がまん延防止等重点措置の適用となったことを受け、中止を判断しました。</p> <p>教育委員会としても、修学旅行は子どもたちにとってかけがえのない経験であると認識しています。今回、中止となったことは残念ですが、教育委員会でご帰りの代替行事の機会を設け、中学校生活の思い出づくりの機会としたいと考えています。</p>	教育指導課

質問番号47 コロナによる制限の多い生活の中での学校運営、子ども、保護者の様子や相談、対応など

回 答	担当課
<p>【区立保育園・子ども園】</p> <p>保育園等では、日常の活動が今までどおりにはできなくなりましたが、改めて個々の活動の目的に立ち返り、感染対策を講じた上で、目的を達成するためにどのような工夫ができるかを考え直す機会にもなりました。また、登園自粛により児童数が非常に少なくなった時期を経験し、子どもを預かってこそその保育施設であることを、当たり前のことですが、再認識したという声もありました。</p> <p>感染が拡大した当初、現場からは全園で休園措置を講じてほしいという声も寄せられましたが、区では、保育の必要な子どもを預かる施設であることを踏まえ、感染対策を徹底し、登園自粛の要請等を行いつつも、原則開園としてきました。</p> <p>児童への影響という点では、正負両面の報告があります。たとえば、コミュニケーションがとりにくくなったという声もある半面、マスク越しでも笑顔になると、目の表情を読み取って反応してくれるようになったという声もありました。家庭での時間が増えて落ち着いた様子が見られたという一方で、生活リズムが乱れている姿も見られました。その他、密を避けるために散歩に出られない時期もあり、室内で様々な動作を必要とする遊びを取り入れるといった工夫をしました。</p> <p>保護者の意見は様々で、たとえばマスクについても着用を望む方と望まない方の両方の意見がありました。ご指摘を受けることもありますが、園における感染対策の苦勞への労いや、行事等を開催した際の感謝の言葉をいただきました。</p>	<p>保育課</p>
<p>【私立保育施設・子ども園】</p> <p>◀相談や対応▶</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者からは、児童のマスク着用の賛否、感染対策の実施状況等の質問や相談、感染した際の登園再開日等の相談が寄せられました。 <p>◀情勢▶</p> <ul style="list-style-type: none"> この2年の間に、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間や感染力、症状の変化等を注視しながら、各施設においても、保護者協力のもと行事をすべて中止するのではなく、工夫や新たな手法によって「子どもたちの経験の場」を提供できるよう、教育・保育を実施しています。 手洗い、うがいのほか、黙食、マスクの取り扱いについても、容易ではありませんが、健康を守る衛生教育として採り入れている様子が見られます。 リモートによる保護者会や体験入園を実施する施設もあり、参加手法の工夫により、子育て中の保護者に対しても経験の場の提供としての取り組みを行っている施設もあります。 リモートワークの導入等、保護者の就労形態の変化により、保護者が自宅にいることについて、児童の理解や精神面での影響、その配慮等について、施設と連携しながら経過を見ていきたいと考えています。 	<p>保育指導課</p>
<p>【幼稚園】</p> <p>幼稚園では「地域に開かれた幼稚園事業」として、入園前の親子を対象に未就園児親子の会を月2回から4回程度実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度、3年度は中止しています。また日常生活で外出を控えている家庭も多く、同年齢の親子同士の交流がないまま幼稚園に入園し、入園して初めて我が子の発達の様子に気付いたという保護者もいました。西戸山幼稚園においては、専用室型のつどいの部屋を令和2年3月から休止していましたが、令和3年10月中旬から参加人数を縮小し、事前予約制で再開したところ、希望者も多く、再開を待っていたと好評でした（令和4年3月現在、まん延防止等重点措置期間のため休止中）。幼稚園・こども園観劇会は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止しましたが、令和3年度は対象児を5歳児親子のみに縮小し、感染対策を十分に講じた上で実施しました。全体の2割が感染への不安等により欠席となった一方、参加した家庭からは開催を喜び意見を多くいただきました。</p>	<p>学校運営課</p>

<p>【学校】 新型コロナウイルス感染症対策により、学校においては、学校行事や校外学習、宿泊行事等を実施する上で様々な制限が生じています。子どもたちや保護者の方は学校行事を楽しみにしており、実施を希望する様々な意見もいただいています。教育委員会では、学校行事は子どもたちにとって貴重な学びの機会であると認識しており、コロナ禍においてもできる限り通常の教育活動を実施していきたいと考えています。コロナ禍においても子どもたちが多様な学びを経験できるように、引き続き学校の意見を聞きながら、今後の対応方針を検討していきます。</p>	<p>教育指導課</p>
<p>【学童クラブ】 コロナ禍での学童クラブや放課後子どもひろばを利用している子どもたちは、マスクを着用して、室内では、消毒済のボードゲームで賑やかにゲームを楽しんだり、消毒済のブロックで乗り物や動物を作って遊んでいます。屋外では、「しっぽとり」（尻尾に見立てた紙をお尻にくっつける）のような直接、子ども同士が触れ合わないような工夫をした鬼ごっこをしたり、縄跳びをしたりして過ごしています。</p>	<p>子ども家庭支援課</p>